

令和2年7月

社会福祉施設における 感染症対策のポイント

大津市保健所 保健予防課
感染症対策係 西川幸恵

大津市保健所保健予防課の西川です。よろしくお願いします。

今回保健所からは、社会福祉施設における感染症対策のポイントについてお話しします。

新型コロナウイルス感染症の流行に備え、感染症対策の基本的な考え方の振り返りと、施設が行っている対策の見直しのきっかけにいただければ幸いです。

本日のお話

- 1 感染症の成立
- 2 感染症発生時の積極的疫学調査
- 3 感染防止に向けた対応

今回は、

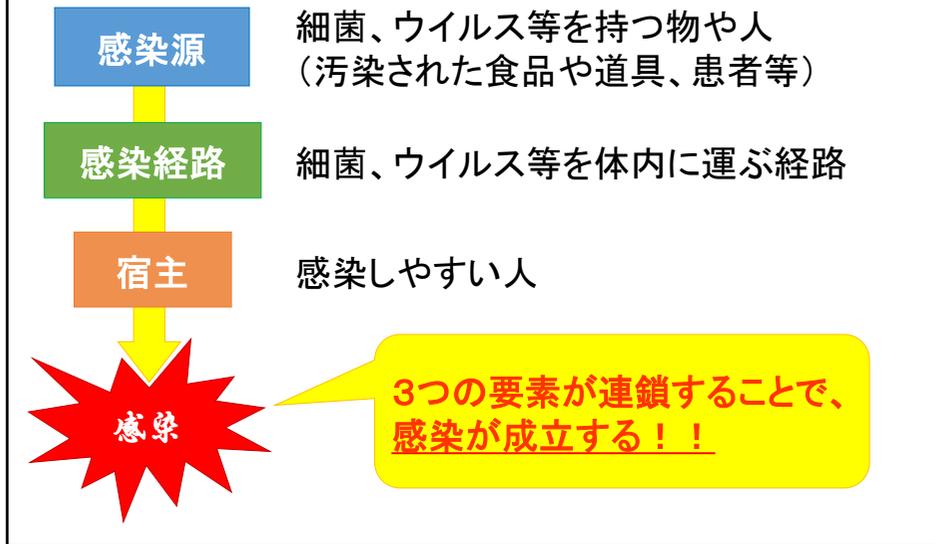
- 1、感染症の成立
- 2、感染症発生時の積極的疫学調査
- 3、感染防止に向けた対応

以上3つの項目についてお話します。

1 感染症の成立

まず、感染症の成立についてです。

感染が成立する3要素



感染が成立する3要素のおさらいです。

感染症が成立するためには、「感染源」「感染経路」「宿主(うつる相手)」の3つの要素が必要です。

感染源は、細菌・ウイルスを持つ物や人です。

より具体的に言えば、細菌やウイルスは、人に限らず、植物や土、水や食物、動物やその他糞便など、様々なものに存在しています。身の回りのすべては感染源であると考えてもいいでしょう。

感染経路は、細菌・ウイルスを体内に運ぶ経路です。

ウイルスや細菌は動物と違い、自分の力で動くことはできません。くしゃみのしぶきに混ざって飛び出す、人の手にくっつく、食べ物に混ざって移動するなど、何らかの経路をたどって人の体内に入り込めます。

それらの、細菌・ウイルスの移動手段が感染経路です。

宿主は、感染症がうつる相手・感染しやすい人などです。

これらの3つの要素が連鎖することによって感染は成立します。

逆に考えると、これら3つの要素の連鎖をどこかで断ち切ることができれば、感染症は起こりません。

感染を起こさないためには、3つのいずれかの段階で連鎖を断ち切る対策をとる必要があるのです。



これは、3つの要素の連鎖のサイクルを図式化したものです。

まず、このサイクルに参加していなければ感染症はうつりません。「感染のサイクルに入らない」ことが、最初の感染予防策です。

また、それぞれの要素への対策を説明します。

病原体に対しては、感染症の症状がある人、体調の悪い人には休みを取ってもらう、感染源になりそうな物、環境をしっかりと消毒することなどが効果的と考えられます。

感染経路に対しては、感染経路を細菌・ウイルスなどを体内に運ぶ方法とイメージしてもらうとわかりやすいのではないのでしょうか。

- ・口に入る物や手は清潔ですか？
- ・細菌やウイルスが付いた手で調理した食品ではないですか？
- ・換気の悪い部屋で過ごしていませんか？
- ・細菌やウイルスが付いた手で目や鼻を触りましたか？

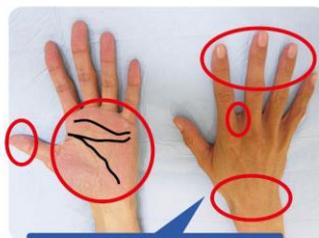
感染経路のゴールは、簡単に言えば人の目・鼻・口など、身体の中と外がつながっている部分です。マスクで鼻や口を覆い、ゴールを隠すという方法もありますが、一番効果的なのは、目・鼻・口などのゴールを触る前にしっかりと手を洗うことです。

また、宿主＝感染しやすい人への対策も重要です。

すでにワクチンが整備されている感染症については、しっかり対策をして、感染症にかかるリスク、人にうつすリスクを積極的に減らしていきましょう。

バランスの良い食事、十分な睡眠、適度な運動など、「規則正しい生活」や「ストレスのない生活」を送ることで、感染症への抵抗力を高めていくことも効果的です。

洗い残しに注意



が洗い残しが多いところ



青い部分が洗い残し

出典:INFECTION CONTROL 2017年夏季増刊

また、手洗いでは洗い残しに注意してください。

「自分はちゃんと手洗いをしているから大丈夫」と思っている方は、手洗いに何秒かけているか意識していますか？洗い残しをしないように、気を付けている箇所はありますか？

流水と石鹸を組み合わせた手洗いでは30秒程度、少なくとも15秒は時間をかけて、手の隅々までこすり洗いをしてください。

特に、指先や親指の付け根、指の間は洗い残しが多いところです。目・鼻・口など、感染経路のゴールに最もよく触れるのは指先です。洗い残しのないように意識的に清潔を保ってください。

次亜塩素酸ナトリウム 消毒効果

- 次亜塩素酸ナトリウムは**揮発する**
⇒ふたのある容器に消毒薬を作成
消毒中は換気をしっかりする
- 次亜塩素酸ナトリウムは**光に不安定**
⇒日の当たる場所に置かない
- 作成後、**時間経過とともに消毒効果が減少**する
⇒使用するたびに作成するのが理想的
最低でも1回/日の交換が必要。
- 浸け置き**の時間(10分程度)**はしっかり守る。
- 高温で分解されるので、水で薄める。(20～25℃)



また、手すりやスイッチ、ドアノブなど、色々な人の手で何度も触れる場所は感染源となりやすい場所です。

感染症の流行期には、日常的な清掃に加えて、人の手が頻回に触れる場所の消毒も頻回に行うと良いでしょう。

その際、ハイターやミルトンなど、「次亜塩素酸ナトリウム」を薄めた液が、入手もしやすく、確実に消毒できるため、おすすめです。

成分の性質上、作成温度や保管場所、作成時間の経過によって効果が落ちてきますので、作成したらすぐに使用するようになしてください。作り置きする場合も1日1回を目安に交換することをお勧めします。

また、消毒に使用する薬剤は人体にも影響が大きいものが多いです。使用の際は製品に書かれている使用上の注意をよく読み、正しい方法でご使用ください。

2 感染症発生時の 積極的疫学調査

次に、感染症発生時の積極的疫学調査についてお話します。

積極的疫学調査を行う対象となる感染症はたくさんありますが、今回は新型コロナウイルス感染症を例にお話しします。

大津市内の事業所等において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際には、大津市保健所が感染症法に基づく積極的疫学調査を実施します。

また、患者の所在地が大津市以外の場合には、患者が所在する自治体の保健所から依頼を受け、調査を行います。

この調査に関する大津市保健所の対応の流れはつぎの通りです。調査を確実に円滑に実施するためにご協力をお願いいたします。

2 感染症発生時の積極的疫学調査

- (1) 勤務先等に対する積極的疫学調査の実施
(保健所の調査)
- (2) 濃厚接触者への対応

感染症発生時の対応として、大きく2つの流れがあります。

ひとつが、勤務先等に対する積極的疫学調査の実施、よく「保健所の調査」と言われている物です。

もうひとつが、調査を通して決定した濃厚接触者への対応です。

(1) 積極的疫学調査の実施

【主な調査】

①接触者調査:濃厚接触者を決定

※ 濃厚接触者とは:患者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を言います。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護具なしに患者を診察、看護、もしくは介護していた者
- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者(周辺環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断)

積極的疫学調査とは、感染症が発生した集団の全体像や病気の特徴などを調べ、得られた情報をもとに、感染経路の評価や、感染拡大防止対策の指導につなげていくことを目的として行われる調査です。

主な調査として、まず、患者の勤務状況、業務内容、行動歴・接触歴の確認や、勤務先の見取り図、フロアーの状況、座席の配置等を確認して接触者調査を行い、濃厚接触者を決定していきます。

濃厚接触者とは、患者の感染可能期間に接触した者で、

- ・患者と同居あるいは長時間の接触があった
- ・適切な防護具なしに患者を診察、看護、介護した
- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた
- ・その他、必要な感染予防策なしで患者と接触(目安として1メートル以内・15分以上の接触)があったもの

これは、周辺環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断したうえで決められます。

また、患者の感染可能期間とは、感染症を疑う症状、発熱、咳などを呈した2日前から隔離開始までの間を言います。

この定義は今後、疫学的所見や病原体に関する新たな知見の蓄積に伴い、適宜更新される可能性がありますのであらかじめご了承ください。

(1) 積極的疫学調査の実施

【主な調査】

②消毒指導: 消毒が必要な場所について指導

※ 保健所は消毒場所や消毒方法等を指導します。
消毒の実施は各事業所等で実施していただきます。

次に、消毒指導、患者の行動範囲や職場環境を確認して、環境を介した感染拡大を防ぐために、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による消毒が必要な箇所について指導します。

よく、「保健所が消毒に来るんですね」と質問を受けますが、保健所が施設の消毒を行うことはありません。感染症法の上では、基本的には施設の所有者が消毒を実施することになっています。保健所は消毒場所や消毒方法を指導しますので、施設の消毒は各事業所等で実施していただきます。

(1) 積極的疫学調査の実施

《調査の前にご準備いただくこと》

- ・ 患者が在籍する部署のフロアーの見取り図(座席表を含む)をご用意ください。
- ・ 保健所との連絡窓口担当者を決めてください。

また、調査の前に準備いただくこととして、次の二つをお願いしています。ご承知おきください。

- ・ 患者が在籍する部署フロアーの見取り図、座席表をご用意ください。
- ・ 保健所との連絡窓口担当者を決めてください。

(2) 濃厚接触者への対応

- ①所属において、接触者リストを作成
(氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号)
※積極的疫学調査により、濃厚接触者を決定します。
- ②所属から濃厚接触者に対して、自宅住所を管轄する保健所に情報提供を行うことへの了解をとる

続いて、濃厚接触者への対応です。

所属において、接触者リストの作成をお願いします。ここには、氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号などをご記載ください。

積極的疫学調査により、濃厚接触者を決定します。

次に、濃厚接触者に対して、自宅住所を管轄する保健所に、大津市保健所から情報提供を行うことをお伝えください。

(2) 濃厚接触者への対応

③最終接触日から2週間の自宅待機を依頼

④最終接触日から2週間の健康観察の実施

※発熱等の体調不良時には、濃厚接触者本人の自宅住所を管轄する保健所が設置している「帰国者・接触者相談センター」に連絡をするようにお伝えください。

濃厚接触者に対して、最終接触日から2週間の自宅待機をお願いする場合があります。

濃厚接触者に対しての健康観察、毎日の検温結果を勤務先で取りまとめの上、大津市保健所に毎日ご報告ください。

また、発熱等の体調不良時には、濃厚接触者本人の自宅住所を管轄する保健所が設置している「帰国者・接触者相談センター」に連絡をするようにお伝えください。

(2) 濃厚接触者への対応

【注意】

※ 事業所等が独自の判断で、濃厚接触者や濃厚接触者以外の人に在宅勤務を指示したり、観察期間を延ばしたりすることについては、保健所は関与できません。

※ 保健所から各企業に対して、情報を公表するように指示することはありません。独自判断で公表する場合は、個人情報の保護や人権上の配慮に十分ご留意いただくとともに、大津市保健所にもご一報いただきますようお願いいたします。

最後に注意点です。

事業所等が独自の判断で、濃厚接触者や濃厚接触者以外の人に在宅勤務を指示したり、観察期間を延ばしたりすることについては、保健所は関与できません。

また、保健所から各企業に対して、情報を公表するように指示することはありません。独自の判断で公表する場合は、個人情報の保護や人権上の配慮に十分ご留意いただくとともに、大津市保健所にもご一報いただきますようお願いいたします。



皆さんに、「3密」のポスターを改めて紹介します。

もう見慣れた言葉になっていますが、慣れきってしまわずに、「3密」の重要性について改めて認識を持っていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の陽性者は、発熱や咳などの風邪症状の2日前から感染力があると考えられています。発熱当日に仕事を休んでいても、前日、前々日出勤していれば、職場に感染が持ち込まれた可能性を完全に否定することはできません。

集団の感染を防ぐには、平常時、感染者が発見されるより前からの感染対策がどれだけ取れているかにかかっています。

職場等の集団の中で、「濃厚接触者」に当てはまるような関わりを少なくし、リスクを減らしていくことが、どの組織にとっても最重要課題となってくるでしょう。

リスクを減らす方法として、「3密を避ける」という行動は、一番簡単で、誰にでもできる対策です。

3 感染防止に向けた 対応

最後に、感染防止に向けた対応についてお話しします。

事務連絡
令和2年4月7日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

ここからは、令和2年4月7日付け事務連絡『社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）』をもとに、感染防止に向けた対応について改めてご紹介します。

各参加者の方はお手元に届いている通知文を後ほど読み直していただき、示された対応が取れているかの確認や、新たな取り組みを開始する上での参考としていただきますようお願いいたします。

今回は、留意点で示された取り組みの中でも、保健所が特に注目してほしいところを抜粋してお伝えします。

(1)施設等における取り組み【抜粋】

(感染症対策の再徹底)

- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。
- 感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録(体温、症状等がわかるもの)、直近2週間の勤務表、施設内に入出入りした者等の記録を準備しておくこと。

(1)施設等における取り組み

感染症対策の再徹底、ということで、感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。

感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録、体温、症状等がわかるもの、直近2週間の勤務表、施設内に入出入りした者等の記録を準備しておくこと。

とあります。

施設や、施設の管理者の方は、職員、利用者、出入りの業者を含めて、全体の動きや感染対策を把握されることをお勧めします。

いざというときに異変を早期に把握できる、また、疫学調査の際、「誰と誰が接触があったか知っている者がいない」という状況を防ぐことができるようになります。

取り組みの例を参考に、施設内での対応の確認を改めてお願いします。

(2) 職員の取り組み【抜粋】

(感染症対策の再徹底)

- 感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、対策を徹底すること。
- 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。(中略)該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。

2つめ、職員の取り組みです。

感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、対策を徹底すること。

職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。

とあります。

施設内での感染管理の徹底、職員の健康管理の徹底、について、改めてご留意ください。

(2) 職員の取り組み【抜粋】

(感染症対策の再徹底)

- 職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。
- 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。

続けて、職員の取り組みです。

繰り返しになりますが、3密を避けた生活の徹底も重要です。

職場はもとより、職場外でも、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。

職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。

食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。

を意識してください。

(3) ケア等の実施にあたっての 取り組み【抜粋】

(基本的な事項)

- 「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける必要があること等から、以下に留意し実施すること。
- 可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。
- 定期的に換気を行う。
- 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者同士の距離について配慮する。
- 声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。
- 清掃を徹底し、共有物(手すり等)については必要に応じて消毒を行う。
- 職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底する。

3つめ、ケア等の実施にあたっての取り組みです。

すべて重要な内容ですが、ポイントとして、

3密を防いでいるか

消毒が徹底できているか

が特に重要と考えられます。

感染症の3つの要素「感染源」「感染経路」「宿主」をイメージしながら、対策ができているか確認いただくと安心できると思います。

3 感染防止に向けた対応 (まとめ)

(1) 施設等

- 職員同士の情報共有、連携を徹底する
- 全体の健康状態を把握する

(2) 職員

- 感染症対策を徹底する
- 体調管理
- 「3つの密」を防いだ行動

(3) 利用者

- 「3つの密」を防いだ環境設定
- 手指消毒の徹底

最後に、感染防止に向けた対応のまとめです。

施設等においては、
職員同士の情報共有、連携を徹底する
全体の健康状態を把握する

職員においては、
感染症対策を徹底する
体調管理
「3つの密」を防いだ行動

利用者に対しては、
「3つの密」を防いだ環境を設定する
手指消毒の徹底

以上を意識しながら、日々の感染症対策に取り組んでいただければと思います。

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省
**新型コロナウイルス
接触確認アプリ**
(略称：COCOA)
COVID-19 Contact Confirming Application



接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。

○利用者は、感染者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



・接触に際する記録は、感染者のみのみで実施し、両者には通知されません。一方、感染者との接触は、両者に通知されます。
・記録は15分以内で接触の履歴（タイムライン）を記録し、検出された感染者のみに通知されます。
・Bluetoothとスマートフォンとの通信を記録し、両者にBluetoothとスマートフォンとの通信を記録しません。

iPhoneの方はこちら
App Store

Androidの方はこちら
Google Play

詳しくはこちら
厚生労働省 ウェブサイト

厚生労働省 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室 情報連携技術(IT)総合戦略室

最後にお知らせです。

「『3つの密』をちゃんと避けている自信がない」「毎日の行動や会った人を記録に残す暇がない」という方については、アプリの活用がお勧めです。

陽性となったアプリの利用者が情報を登録すると、同じくアプリを利用している方で、『1メートル以内で、15分以上陽性者と接触した可能性がある方』に対して、どこで・いつ・誰と接触したのかお互いにわからない状態で通知が届くシステムです。

この対策は、陽性者・濃厚接触者のお互いがアプリを利用中であることが前提です。

ダウンロードしている人が多いほど効果が出る対策になるので、1人1人が前向きに取り入れることが求められます。

登録がまだの方はぜひ利用をご検討ください。

《参考資料》

- INFECTION CONTROL 2017年夏季増刊
- 令和2年4月7日付け事務連絡
『社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)』
- 『密を避けて外出しましょう!』(厚労省ポスター)
- 『新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)』
(厚労省ポスター)

今回のお話を参考に、それぞれの施設での対策を今一度見直していただくと幸いです。

繰り返しになりますが、「①病原体、②感染経路、③宿主」の、3つの要素の遮断を意識していただきながら、今後も、感染拡大防止のための対策を継続していただくよう、よろしくお願いいたします。

以上で保健所からのお話を終わります。ありがとうございました。